

表 各県の特定計画の概要

都府県名	策定年月 (最終変更年)	地域区分	保護管理の目標	数値目標と算出方法	狩猟期間延長・捕獲措置等	個体数推定		将来予測と捕獲目標		前回の評価と課題
						推定方法	評価及び問題点	推定手法	評価及び問題点	
北海道	2007年3月	東部地域	①個体群の大幅削減による人間活動との軋轢の緊急的軽減②絶滅を回避しながら安定的水準を維持する個体数管理の施行③森林生態系への悪影響の軽減	以前の調査研究結果に基づいたフィードバック管理手法を用いる。個体数管理では、平成5年の推定生息数を基準(個体数指数=100)として、大発生指数(個体数指数=50)、目標水準(個体数指数=25)、許容下限水準(個体数指数=5)の3段階の個体数指数として定め、緊急減少措置、漸減措置、漸増措置、緊急保護措置の4段階の管理措置の何れかを実施。密度50以下を目標('93年度を100)	①狩猟については、期間、捕獲数、捕獲対象性別等により捕獲圧の調整を行う②個体数調整のための捕獲については、許可基準(捕獲頭数、従事者数、期間)の段階的設定・適用により捕獲圧の調整を行う 東部 地域10月25日～3月1日 (19年度は10月25日～2月29日) 西部地域10月25日～3月1日 南部地域10月25日～11月24日、12月13日～1月18日、1月31日～3月1日 猟区(西興部村)9月15日～3月1日 オス1頭・メス無制限/人/日	航空機調査 ライトセンサスと捕獲数	過小評価/発見率補正が不十分 初期個体数('93年)の上方修正	独自モデル(ベイズ推定)	個体数指数の目標達成困難	道東地域の個体数は減少傾向だが、以前として、高密度状態。新たに道西南部地域に分布が拡大している。
		西部地域	①個体数の調整による人間活動との軋轢の軽減②状況の監視と予防策の実施③森林生態系への悪影響の防止	東部地域におけるモニタリング結果をエゾシカ生息動向の変化の閾値として準用する。数値目標は未設定。						
岩手県	2007年11月	五葉山地域	①五葉山地域のシカ個体群の適切な保護管理(地域個体群の健全な維持)を図る②農林業被害の低減(新たな被害地の発生も防止)を図る③生息域拡大の抑制(県全域を対象)を図る	五葉山及びその周辺地域を4つに区分する。①保護地区-シカ生息域の核②管理狩猟地区(猟区)-狩猟資源の確保と農林業被害の抑制③個体数調整地区-個体数調整により適切な密度水準を図る④侵出抑制地区-積極的な個体数調整による生息域拡大抑制	①全域で延長=11月15日～2月末日②個体数調整地区=2頭(ただしオスは1頭以内)、侵出抑制地区=3頭(ただしオスは1頭以内)③「里シカ」に対するワナ捕獲を推進(有害鳥獣捕獲)	航空機調査	過小評価/観察可能地域の抽出	SimBambi	捕獲目標の算出が困難	前回計画の目標未達。適正より2000頭多い。
栃木県	2006年9月	生態系保護地域	①自然生態系への影響の軽減②奥日光地域及びその周辺の日光鳥獣保護区を「生態系保全地域」に設定し、シカと生態系のバランスを維持③農林業被害の軽減	夏季生息密度1頭/km ² 、生息密度の高い足尾地域は長期目標1頭/km ² とし、本計画期間中の目標を5頭/km ² とする。 暫定的な数値目標の設定と達成度のモニタリングにより、数値目標を見直す。 個体群維持に必要な頭数を1000頭とした場合、県内生息地全域(1750km ²)の生息密度は0.57頭/km ² だが、実現の可能性及びモニタリングの制度を考慮し1頭/km ² と設定。	①狩猟期間の終期を2月末日まで延長、那須町のみイノシシ猟期と合わせるため3月15日まで延長。那須町以外の狩猟期間を3月15日まで延長できるよう調整を図る。②捕獲数制限=オス1頭・メス無制限/人/日③狩猟鳥獣(シカを除く)捕獲禁止区域を設定し、狩猟期間の始期を11月15日とする。西大芦、古峰原、前日光、塩原鳥獣保護区内の冬季高密度地域を新規に設定する。	航空機調査(赤外線ビデオ)	主要生息地のみ推定	未実施	-	日航鳥獣保護区内では足尾地域を除いて目標密度達成。冬季に新たな高密度地域が確認された。平成12年の個体数と比較し1.5倍増加している。農林業被害は減少傾向。
		農林業優先地域	①農林業被害の軽減	夏季生息密度1頭/km ² 。 暫定的な数値目標の設定と達成度のモニタリングにより、数値目標を見直す。 個体群維持に必要な頭数を1000頭とした場合、県内生息地全域(1750km ²)の生息密度は0.57頭/km ² だが、実現の可能性及びモニタリングの制度を考慮し1頭/km ² と設定。						
群馬県	2007年3月	県北東部地域	①シカの生息密度の低減を図る②農林業被害の大幅な低減を図る③貴重な植物群落の自然植生を回復する 尾瀬については環境省の管理方針による。	①鳥獣保護区-目標生息密度5頭/km ² ②可猟区-目標生息密度1頭/km ² 隣接する栃木県生態系保全地域の目標生息密度に準じる。	①狩猟期間の延長 北東部(利根、沼田、みどり地域) 11月15日～2月末日 ②捕獲数制限の緩和 メス2頭又はオス1頭+メス1頭/人/日(H20はメス無制限許可を検討中) ③鳥獣保護区の個体数調整の実施	区画法	過小評価	未実施	-	一定の成果があるが依然として高密度、農林業被害がある。
		県南西部地域	①シカの生息密度の低減を図る②農林業被害の大幅な低減を図る③貴重な植物群落の自然植生を保全する	①鳥獣保護区-目標生息密度5頭/km ² ②可猟区-目標生息密度1～2頭/km ² 隣接する長野県のシカ個体群の保護優先地域及び農林業優先地域の目標生息密度に準じる。						
埼玉県	2007年3月	県西部地域	①農林業被害の低減②生態系被害の低減と自然植生の回復③シカ生息密度の低減	①自然植生にあまり目立った影響が出ない密度平均値3～5頭/km ² ②農林業被害があまり大きくならない密度平均値1～2頭/km ² 環境省「特定鳥獣保護管理技術マニュアル」の密度水準に準じる。	①急激な個体数減少を避けるため狩猟期間延長は行わない②捕獲数制限=オス1頭→メス2頭又はオス1頭+メス1頭(オス2頭は不可とする)③有害鳥獣捕獲、管理捕獲の実施	糞粒法				-
千葉県	2007年7月	保全調整地域	①生物多様性の保全②ニホンジカ地域個体群の将来にわたっての安定的な維持③農林業被害の軽減	目標生息密度3～7頭/km ² 第1次計画及び房総半島の研究(宮下2007)より密度を算出 目標個体数620頭(林野面積と目標密度の平均値から算出)	①期間延長無し②入猟者承認制度を実施(10名単位) 銃猟=10頭/人(狩猟期間中) わな猟=20頭/人(狩猟期間中)	区画法及び糞粒法	過大評価の可能性('97年)	独自モデル(短期と中期)	捕獲目標達成困難	農林業被害減少傾向。生息密度、分布域の拡大は抑制できていない。
		農業優先地域	①生物多様性の保全②ニホンジカ地域個体群の将来にわたっての安定的な維持③農林業被害の軽減	目標生息密度3以下頭/km ² 第1次計画及び房総半島の研究(宮下2007)より密度を算出 目標個体数565頭(林野面積と目標密度の平均値から算出)						
東京都	2008年3月	共生ゾーン	①シカ地域個体群の適正化②森林生態系の保全③農林業被害の低減 「豊かな自然植生が維持されるとともに農林業への被害が顕在化せず、人とシカが共生している。」	目標生息密度1～3頭/km ² 環境省「特定鳥獣保護管理技術マニュアル」を参考に、東京都の農林業被害が深刻であることを勘案し設定。	①共生ゾーン(奥多摩町の多摩川以北区域)は2月末日まで延長②捕獲数制限=オス1頭→メス2頭又はオス1頭+メス1頭③個体数調整の実施④隣接県との連携=山梨県丹波山村と奥多摩町の同日捕獲、埼玉県とも共同捕獲に向けた条件整備を実施	区画法	-	独自モデル	閉鎖系を前提	個体数減少傾向。関東山地個体群への対応課題。
		抑制ゾーン	①シカ地域個体群の適正化②森林生態系の保全③農林業被害の低減 「農林業被害が無く、シカを見かけることは稀である。生息域も拡大していない。」	目標生息密度0～1頭/km ² 環境省「特定鳥獣保護管理技術マニュアル」を参考に、東京都の農林業被害が深刻であることを勘案し設定。						

神奈川県	2007年3月	自然植生回復地域	①丹沢山地でのシカの地域個体群の安定的存続 ②生物多様性の保全と再生③農林業被害の軽減 ④分布域拡大による被害拡大の防止 「シカの生息密度を低減し、林床植生を早急に回復させる」	推計総生息数が4100頭ということから、このうち成熟個体数が1000頭、全生息数で1500頭を下回らないよう維持する。	①期間延長は他の鳥獣への影響を考慮し検討②捕獲数制限＝「猟区」2頭(ただしオス2頭は不可)、「シカ猟制限区域」1頭、上記以外領域(被害防除対策地域等)2頭(ただしオス2頭は不可)③管理捕獲(被害軽減目的・植生回復目的)の実施	区画法	生息数横ばい	SimBambi	-	植生保護圏内は回復傾向だが柵外の劣化。管理捕獲は未達。推計生息数に大きな変化が見られず、丹沢地域外でも目撃されている。農林業被害は広域柵設置個所では被害が軽減したが、未設置地域や柵の開口部で被害が恒常化している。管理捕獲の推進により、猟区内の捕獲効率が低下した。
		生息環境管理地域	①丹沢山地でのシカの地域個体群の安定的存続 ②生物多様性の保全と再生③農林業被害の軽減 ④分布域拡大による被害拡大の防止 「シカの主な生息域として位置づけ植生とのバランスを保ちつつシカ個体群を安定的の存続させる」							
		被害防除対策地域	①丹沢山地でのシカの地域個体群の安定的存続 ②生物多様性の保全と再生③農林業被害の軽減 ④分布域拡大による被害拡大の防止 「農地周辺でシカの定着を解消し、農林業被害を軽減させる」							
福井県	2007年2月	嶺南地域	①被害防除を優先させながら、個体数の低減を図り、人間活動との軋轢を軽減させる。②生息域の分断、孤立化を回避しながら、個体群を安定的に維持する個体数管理を実施する。③ニホンジカを含む野生動物植物の生息生育環境に配慮し、森林生体への保全を図る 地域目標①生息密度を嶺北地域と同程度に低減②高密度地域の個体数調整を優先③被害防除対策の積極的推進	目標生息密度は嶺北地域と同じ程度3.6頭/km ² に低減させる。 年間捕獲目標1800頭(オス:メス=1:1)に設定。毎年生息密度指標を調査し、その増減から年間捕獲数を調整。	①捕獲数制限＝オス1頭・メス1頭(合計2頭)／人／日②狩猟期間延長無し③個体数調整を目的とした捕獲の実施	区画法と糞塊法、目撃効率	-	独自モデル(KyoBambi)	個体群パラメーターが仮定値	-
		嶺北地域	①被害防除を優先させながら、個体数の低減を図り、人間活動との軋轢を軽減させる。②生息域の分断、孤立化を回避しながら、個体群を安定的に維持する個体数管理を実施する。③ニホンジカを含む野生動物植物の生息生育環境に配慮し、森林生体への保全を図る 地域目標①生息密度は現状を維持する②分布及び被害の拡大の監視③被害防除対策の積極的推進④上記措置でも被害が大きい地域が恒常的に出る場合は、地域限定の個体数調整を認める形で特定計画を見直す。	現状の生息密度3.6頭/km ² を維持する。	①捕獲数制限＝従来通りオス1頭／人／日(狩猟について)②狩猟期間延長無し③有害鳥獣捕獲の実施					
山梨県	2007年7月	南アルプス地域	「農林業ゾーン＝標高1000m以下地域、共生ゾーン＝標高1000m以上で鳥獣保護区及び特別保護地区以外の地域、生態系保全ゾーン＝標高1000m以上で鳥獣保護区及び特別保護地区に含まれる地域」を設定。 ①農林業ゾーンは農林業を優先させるため、個体数調整を実施し低密度に抑制②共生ゾーンは個体群の安定的維持を図るため、適切な鳥獣保護区の指定により、分布の連続性を図りながら高密度地域を一定水準密度にするために計画的個体数調整を実施③生態系保全ゾーンは森林生態系保全を目的とした個体数調整、生息環境の保全・整備を検討④農林業被害防除を推進し、被害を軽減⑤モニタリング調査を実施し、メスジカ狩猟等の個体数管理の効果測定を行う	①農林業ゾーン＝1頭/km ² ②共生ゾーン＝2～4頭/km ²	①狩猟期間終期を3月15日まで延長②捕獲数制限＝オス1頭→メス2頭又はオス1頭+メス1頭(オス2頭は不可とする)③狩猟動向により管理捕獲、有害鳥獣捕獲を実施④鳥獣保護区内のメスジカ主体の個体数調整を実施⑤ハイシート方式等の新しい捕獲方法の試行を検討	区画法と糞塊法、目撃効率	過小評価/2年間のデータのみ	独自モデル(KyoBambi)	調査努力量が不足 個体群パラメーターが仮定値	-
		八ヶ岳・秩父山地地域	「農林業ゾーン、共生ゾーン、生態系保全ゾーン」を設定。 ①農林業ゾーンは農林業を優先させるため、個体数調整を実施し低密度に抑制②共生ゾーンは個体群の安定的維持を図るため、適切な鳥獣保護区の指定及び緑の回廊等の設定の協力により、分布の連続性を図りながら高密度地域を一定水準密度にするために計画的個体数調整を実施③生態系保全ゾーンは森林生態系保全を目的とした個体数調整、生息環境の保全・整備を検討④農林業被害防除を推進し、被害を軽減⑤モニタリング調査を実施し、個体数管理の効果測定を行う	①農林業ゾーン＝1頭/km ² ②共生ゾーン＝2～4頭/km ²						
		富士北嶺・南都留地域	「農林業ゾーン、共生ゾーン、生態系保全ゾーン」を設定。 ①高密度地域の標高が高く、且つ鳥獣保護区に重なっていることから、個体数調整を主体とした個体数管理を実施②農林業ゾーンは農林業を優先させるため、個体数調整を実施し低密度に抑制③共生ゾーンは個体群の安定的維持を図るため、適切な鳥獣保護区の指定及び緑の回廊の設定等により、分布の連続性を図りながら高密度地域を一定水準密度にするために計画的個体数調整を実施④生態系保全ゾーンは森林生態系保全を目的とした個体数調整、生息環境の保全・整備を検討⑤主として冬季に発生する剥皮被害が多いことから、被害防除を推進し、密度管理による被害軽減効果の検証を行う⑥モニタリング調査を実施し、個体数管理の効果測定を行う	①農林業ゾーン＝1頭/km ² ②共生ゾーン＝2～4頭/km ²						

長野県	2006年11月	関東山地地域個体群	メス捕獲禁止解除の継続と1日当たりの捕獲制限数の緩和及び計画的な個体数調整による個体数管理の実施と被害防除対策により、早急に農林業被害を軽減させる。 隣接する群馬県、埼玉県、山梨県との連携を図る。	2地域合計個体数17100頭(次期計画以降の最終目標3400～5000頭) 農林業優先地域1～2頭/km ² シカ個体群保護優先地域5頭/km ² 実施可能な捕獲頭数で、できるだけ適正な生息密度に近づけることを前提に試算した。前提条件の1つである捕獲スケジュールは3年後に現在の80%、5年後に75%の生息数になるように設定した。(年間3800頭の捕獲を計画)	①捕獲数制限＝オス1頭・メス無制限/人/日②狩猟期間延長11月15日～3月31日③個体数管理の実施にあたっては、休猟区での狩猟の実施、鳥獣保護区から対象狩猟鳥獣捕獲禁止区域への見直し等を地域個体群ごとに検討	区画法	過小評価/山岳地未調査	SimBambi	—	農林業被害は減少傾向にあるものの未だ高い水準で維持。生息分布域は拡大中。捕獲頭数は市町村、猟友会協力の下、平成13年度対前年比163%となり、毎年5000～7000頭の捕獲が可能になった。	
		八ヶ岳地域個体群	メス捕獲禁止解除の継続と1日当たりの捕獲制限数の緩和及び計画的な個体数調整による個体数管理の実施と被害防除対策により、早急に農林業被害を軽減させる。 隣接する山梨県との連携を図る。	目標個体数14400頭(次期計画以降最終目標3600～4800頭) 農林業優先地域1～2頭/km ² シカ個体群保護優先地域5頭/km ² 実施可能な捕獲頭数で、できるだけ適正な生息密度に近づけることを前提に試算した。前提条件の1つである捕獲スケジュールは3年後に現在の80%、5年後に50%の生息数になるように設定した。(年間4500頭の捕獲計画)							
		南アルプス地域個体群	他の2地域よりも早急に個体数密度を低減させる必要があるため、メス捕獲禁止解除の継続と1日当たりの捕獲制限数の緩和及び計画的な個体数調整による個体数管理の実施と被害防除対策により、早急に農林業被害を軽減させる。 隣接する山梨県、静岡県、愛知県との連携を図る。								
静岡県	2006年10月	伊豆地域個体群	①適正な数でのニホンジカ伊豆地域個体群の安定的な維持②農林業被害の軽減③生物多様性の保全「5地域の管理ユニットに区分し実施する。」	①伊豆北＝1～2頭/km ² ②伊豆東＝1～2頭/km ² ③伊豆西＝1～2頭/km ² ④伊豆南＝1～2頭/km ² ⑤国府林＝3～5頭/km ² ①～④は農林業被害を前提に設定、⑤は伊豆地域個体群の中心であり、主な鳥獣保護区が含まれていること、自然林がまとまって残っていることから設定した。	①狩猟期間の延長は実施しない(ただし目標数に達していない場合狩猟期間の延長を再検討する)②捕獲数制限＝2頭/人/日(オスは1頭まで)③狩猟による年間捕獲数が未達の場合は、有害捕獲や管理捕獲により目標を達成させる(管理捕獲は狩猟とのバランスを取るためメスジカ主体)	糞粒法(伊豆地域の個体数)	過小評価の可能性、誤差幅が大	SimBambi	県全域の生命表データを使用	—	
愛知県	2007年7月	県東部	適切な被害防除対策の実施とともに、狩猟に有効に活用し効果的な個体数管理を行うことにより、農林業への被害乙日自然植生への影響の軽減を図り、地域個体群の長期的にわたる安定的な維持を図り、人とニホンジカの適切な関係を構築する。	生息密度超過地域(メッシュ)＝3頭/km ² 非超過地域＝現状維持 特定鳥獣保護管理計画マニュアルを目安に、農林業被害、生息分布域から設定した。	①捕獲数制限＝2頭(メス2頭又はメス1頭とオス1頭)/人/日②対象区域内の休猟区を特例休猟区に原則指定し可猟とする(シカのみ)③個体数調整捕獲はメスジカ捕獲を推進する	アンケート、糞密度調査	過小評価の可能性	—	—		
三重県	2007年4月	台高山地区	狩猟を有効に活用し効果的な個体数調整を行うことで、自然植生や農林業被害を軽減するとともにヒトニホンジカの共生を図る。	全区域目標生息密度3頭/km ² 特定鳥獣保護管理計画マニュアルを目安に、現状の生息密度や捕獲状況を考慮し、自然植生や農林業被害を軽減できる数値として設定した。	①捕獲数制限 3頭の場合＝メス3頭又はメス2頭とオス1頭 2頭の場合＝メス2頭又はメス1頭とオス1頭 ②許可捕獲によるメスジカ捕獲の促進＝1申請あたり「3頭」を、「必要数」に変更	区画法と糞粒法	—	SimBambi	—	目標捕獲頭数未達だが、推定生息数は概ね目標値に近づきつつある(台高山地)。伊勢志摩は目標捕獲頭数を達成したにもかかわらず個体数増加となり、調査制度に課題があることが判明した。両地域ともメスジカ捕獲が進んでいない。	
		伊勢志摩地区									
滋賀県	2005年10月	湖南地区 湖東地区 湖北地区 湖西地区	平成16年度の推計生息数26500頭に対し、特定鳥獣保護管理計画マニュアルを基にした適正生息数は8100頭であるが、現状すぐには達成できる数値でないことから半減させることを目標にする。	26500頭を半減させる。 特定鳥獣保護管理計画マニュアル自然植生に影響が出ない密度3～5頭/km ² を参考にした。	①狩猟期間の終期を2月末日まで延長②捕獲数制限＝5頭(オス1頭まで)/人/日③有害鳥獣捕獲・狩猟による年間捕獲目標7400頭(メス4000頭以上)	区画法と糞粒法	—	SimBambi	—	農林業被害は増加傾向。捕獲情報等から分布域の拡大を抑制できていない。	
京都府	2007年11月	北部個体群	①農林業被害の軽減②人とシカの共生関係の構築と生物多様性保全のためのシカの適正管理北部地域は兵庫県との連携を図る。中部地域はオスシカの捕獲に偏っているためメスシカの捕獲を推進する。	平成9年度に実施した調査を基に平成10年度に算出した密度指標(総糞塊密度法・区画法より)、個体数指標(SPUE・CPUEより)、被害指標(個体群全体における農林業被面積)の3つの指標を使用。 全ての指標目標を50に設定。 ただし、密度指標50になった場合でも、被害指標が達していない場合は再設定を実施する。	①捕獲数制限＝3頭(オスは1頭)/人/日②可猟地域にふさわしい条件を満たした市町村を単位として可猟地域として選定③個体数調整を目的とした有害鳥獣捕獲を実施	区画法と糞粒法、目撃効率	初期個体数('97年)の上方修正	独自モデル(KyoBambi)	捕獲目標達成困難	全体的に生息密度の大きな減少は認められない。メス捕獲の推進が必要である。	
		中部個体群		全ての指標目標を50に設定。 ただし、密度指標50になった場合でも、被害指標が達していない場合は再設定を実施する。							
		南部個体群		現状の生息密度の維持。							
大阪府	2007年3月	北摂地域	①農林業被害の軽減②人とシカの軋轢緩和	平成12年度の生息数を個体数指数100とし40～60に半減。現状で得られるデータから設定する。	①捕獲数制限＝3頭(オスは1頭)/人/日②有害鳥獣捕獲はわな捕獲を推進し、捕獲強化区域を設定し銃器による捕獲・追い出しも実施する	ライトセンサス、糞粒法、目撃効率	ライトセンサスが地域限定	SimBambi	個体群パラメーターが仮定値	毎年目標捕獲数を上方修正し、それに伴い目標以上の捕獲を達成したが、顕著な生息数減少傾向が見られない。	
兵庫県	2007年3月	本州部地域	①個体数管理と被害防除対策の強化による農林業被害の早急な軽減②生息密度を低減することにより、生息域の拡大を抑制③豊かな森林生態系有する氷ノ山、扇ノ山、六甲山等への侵入を抑制し、森林の公益的機能と生態系の保全④頭数を適正に管理しつつ、生息域の分断・孤立化の回避と個体群の安定的な維持	目標生息数＝15000頭 人工林＝2頭/km ² 天然林等＝4頭/km ² 環境省特定鳥獣保護管理計画技術マニュアルを準用した。	①狩猟期間の終期を2月末日まで延長②捕獲数制限＝2頭/人/日の緩和を検討③高密度地域のメスジカ主体の個体数調整を実施	区画法と糞粒法、目撃効率	過小評価の可能性	独自モデル(密度予測)	—	目標捕獲頭数を実現した結果、大幅な自然増加を抑制した効果は見受けられたが、生息数の推計方法等の問題から、生息頭数を上方修正した。林業被害(金額)はピークの4割に減少したが、農業被害地の分布拡大、被害農作物の種類が増加がみられる。	
		淡路島地域	①個体数管理と被害防除対策の強化による農林業被害の早急な軽減②生息密度を低減することにより、北部地域への生息域の拡大を抑制③生息密度低減及び生息域拡大抑制により森林の公益的機能と生態系保全④頭数を適正に管理しつつ、個体群の安定的な維持	MVP以上を確保しつつ、植生被害の甚大な地区では、回復が認められるまで個体数管理を実施する。	①狩猟期間の終期を2月末日まで延長②捕獲数制限＝2頭/人/日の実施検討(本州部と同様の制限にすることを検討)③新たに個体数調整を実施						
奈良県	2007年4月	県内をA～G地区に区分	保護管理実施はB～Gの5地区シカ個体群保護優先地域と農林業生産優先地域に分類し管理を実施する。	シカ個体群保護優先地域(鳥獣保護区内)＝5頭/km ² 農林業生産優先地域(鳥獣保護区以外)＝2頭/km ² 特定鳥獣保護管理計画技術マニュアルに準じる。	①捕獲数制限＝3頭(メス3頭又はメス2頭とオス1頭)/人/日②狩猟期間の延長無し	糞粒法	計画実施前の推定	SimBambi	—	捕獲実績は計画に対して過剰捕獲状態。メスジカ捕獲推進が必要。生息密度は設定値よりも大きな数値となっている。前計画の推定値は過小評価であり見直しが必要。	

島根県	2007年3月	弥山地域	①個体数の低減と被害防除対策の強化による人間活動との軋轢の軽減②森林生態系の保全③個体群を維持する個体数管理の実施 地域目標①シカの狩猟を禁止又は制限し、個体群維持に努める②頭数管理は許可捕獲を中心とし、被害対策、生息環境整備を実施	保護目標頭数=180頭(この地域は「生息の森」と「共存の森」に区分) 生息の森=5頭/km ² 共存の森=1頭/km ²	①捕獲数制限=2頭/人/日②弥山地域ではオスシカ捕獲禁止地域を設定(H22年10月31日まで)、この地域は狩猟ではなく個体数調整捕獲を実施する	区画法	過小評価の可能性	SimBambi	—	—
		その他地域	①個体数の低減と被害防除対策の強化による人間活動との軋轢の軽減②森林生態系の保全③個体群を維持する個体数管理の実施 地域目標①シカの生息を前提とした農林業が実施されていないことから、生息頭数、生息分布を注視する②許可捕獲及び狩猟による捕獲圧を強め、頭数増加、分布拡大を抑制する	—	①捕獲数制限=2頭/人/日②狩猟期間通常通り③必要な場合に許可捕獲を実施					
岡山県	2007年2月	備前県民局管内 美作 県民局管内	①人とシカの軋轢の軽減②個体群の長期的・安定的な維持③生息分布域が、現状から拡大するのを防止する隣接する兵庫県と連携する。	各方法で得た現在の推定値、及びルートセンサスの結果などの指標を100とし、約50%の水準に相当する個体数を目標にする。 高密度地域=1頭/km ²	①狩猟期間の終期を2月末日まで延長する ②捕獲数制限 3頭の場合=メス3頭又はメス2頭とオス1頭、2頭の場合=メス2頭又はメス1頭とオス1頭、1頭の場合=メス1頭又はオス1頭③有害鳥獣捕獲の推進(広域一斉捕獲の推進・一斉捕獲期間の設定)	ライトセンサス	—	—	—	高密度地域は拡大傾向にある。捕獲数は雌雄ともに大幅に増加。農林業被害は減少傾向。
広島県	2008年3月	A1・A2・B・Cの4 地域に区分 (白木山系地域 竹原地域)	①農林業被害を社会的な許容範囲内に抑える(シカによる社会被害が社会問題化する1980年代以前の水準とする)②地域個体群を自然環境とバランスのとれた形で安定的に維持し、特に自然植生への圧力が多き地域ではその軽減を図る③以上の達成を条件とした上で、可能な場合は狩猟資源としての利用を図る	一地区の最小目標頭数=500頭(仮設定) 農林業優先地域=1~2頭/km ² シカ保護地域=5頭/km ²	①メスの捕獲を推進オス1頭以内及びメス2頭以内/人/日②狩猟期間の延長11月15日~2月末日まで	糞粒法	—	SimBambi	—	分布域はこの5年間で1.9倍に増加 生息密度は横ばい又は増加傾向だが、竹原地域では減少傾向となった。捕獲数は計画を達成したが、その効果の検証、評価が未実施。
山口県	2007年3月	県北西部地域	①農林業被害の軽減②県民共有の貴重な財産として、将来にわたり自然の状態で安定的の存続するような適正な保護管理を図る	目標生息頭数=500頭 昭和50年代前半における生息数は500頭程度であり、被害発生は非常に少なかったこと、環境省特定地域野生鳥獣保護管理マニュアル策定調査報告書における、絶滅のおそれが少なく、防除のための管理も可能な個体群は生息数500頭程度以上ということから設定した。	①狩猟期間の終期を3月末日まで延長する ②捕獲数制限=2頭/人/日③わな架設禁止区域を廃止し、くくりわな架設禁止区域を設置する(下関市と長門市の全域)	区画法と糞塊法	過小評価の可能性	独自モデル	推定生息数と予測の乖離	農林業被害はピーク時の半数以下に減少したが、依然として発生しており、また生息頭数の減少も進んでいない。
徳島県	2007年4月	吉野川 南東ユニット	①高密度地域における個体数の削減と低密度地域の密度の上昇を抑制し、農林業被害等人間活動との軋轢を未然に防止する②分布域の確保及び個体群の安定的な維持に努める③効果的な被害防除を推進し、被害拡大及び集中化の予防を図る	目標生息数=1500頭 第一次計画(平成9~11年度)の生息数の7割として設定した。	①捕獲数制限=メス2頭又はメス1頭とオス1頭(計2頭)/人/日	区画法と糞塊法、目撃効率	過小評価(約15%)	独自モデル(KyoBambi)	個体群パラメーターが仮定値	シカ個体数増大抑制及び農林業被害の抑制に一定の効果が見受けられるが、目標水準には未達。新たな分布の拡大、低密度地域の密度増大が見受けられる。
		吉野川 南西ユニット	①高密度地域における個体数の削減と低密度地域の密度の上昇を抑制し、農林業被害等人間活動との軋轢を未然に防止する②分布域の確保及び個体群の安定的な維持に努める③効果的な被害防除を推進し、被害拡大及び集中化の予防を図る④高標高域を中心とした自然植生への被食圧増大の防止を図るため、森林生態系の保全を目的とした個体数調整及び生息環境の保全・整備を行う	目標生息数=1500頭 第一次計画(平成9~11年度)の生息数の7割として設定した。	①捕獲数制限=メス2頭又はメス1頭とオス1頭(計2頭)/人/日②高標高域の個体数調整を実施					
		那珂川ユニット	①個体数の削減により人間活動との軋轢を軽減する②個体群の中心部にあたるため、一定の個体数削減後は個体数の維持に努めるとともに、積極的な生息地の管理を行う③農業、林業ともにより一層の被害防除を推進し、被害の軽減に努める④高標高域を中心とした自然植生への被食圧増大の防止を図るため、森林生態系の保全を目的とした個体数調整及び生息環境の保全・整備を行う	目標生息数=2550頭 第一次計画(平成9~11年度)の生息数の7割として設定した。	①狩猟期間の終期を3月15日まで延長する②捕獲数制限=メス2頭又はメス1頭とオス1頭(計2頭)/人/日③高標高域の個体数調整を実施					
		海部ユニット	①個体数の削減により人間活動との軋轢を軽減する②分布域の確保及び個体数削減後は個体群の安定的な維持に努める③より一層の被害防除を推進し、特に林業被害の軽減に努める	目標生息数=2550頭 第一次計画(平成9~11年度)の生息数の7割として設定した。	①狩猟期間の終期を3月15日まで延長する②捕獲数制限=メス2頭又はメス1頭とオス1頭(計2頭)/人/日					
高知県	2008年3月	A管理ユニット	①高密度地域における個体数の削減と低密度地域の密度上昇を抑制し、農林業被害及び自然植生被害等を防止する②より一層の被害防除を推進し、被害の軽減に努める③一定の個体数の削減後は、適正な個体数の維持に努める	目標生息数=14487頭 (A+C=27687≒28000頭)	①狩猟期間の終期を3月15日まで延長する②捕獲数制限=2頭(うち1頭はメス)/人/日	糞粒法 FUNRYU	過小評価の可能性	SimBambi	—	新たな生息分布域が2か所増加。農林業被害は横ばい状態。オスの捕獲がメスの6倍と差があることからメス捕獲を推進する必要がある。
		B管理ユニット	①B管理ユニットと接するA管理ユニットとC管理ユニット境界付近の高密度地良いの分布拡大に警戒しながら、低密度地域の密度の上昇を抑制し、農林業被害を未然に防止する②適正な個体数の安定的な維持に努める	—						
		C管理ユニット	①高密度地域における個体数の削減と低密度地域の密度上昇を抑制し、農林業被害及び自然植生被害等を防止する②より一層の被害防除を推進し、特に果樹被害の軽減に努める③一定の個体数の削減後は、適正な個体数の維持に努める	目標生息数=13200頭 (A+C=27687≒28000頭)						
福岡県	2007年3月	犬鳴・英彦山 地域	①個体数の低減と被害防除対策の強化による被害の抑制②遺伝子汚染の防止と生息地域の拡大の抑制 管理区分を設定を実施する「保護区域、調整区域、抑制区域」 その他地域は、長期にわたリシカが生息していなかった、生息していない地域であり、農林業被害や生態系のかく乱を未然に防止する。	本計画目標頭数=7000頭(最終目標生息数=3000頭、平成16年度推定生息数10500頭の約3割に設定)本計画においては年間捕獲数2300頭から設定した。	①狩猟期間の終期を3月15日まで延長する②捕獲数制限=銃猟2頭/人/日、わな猟無制限③休猟区全域をシカ捕獲可能域に指定④個体数調整のための管理捕獲を実施する⑤わな捕獲を促進する⑥新植地、伐採地等の高利用地での捕獲を推進する	糞粒法 FUNRYU	—	SimBambi	捕獲目標達成困難	生息密度、捕獲効率、被害発生率等の減少傾向は認められない。
		その他地域	—	—						

長崎県	2007年2月	八郎岳	①八郎岳一帯のシカの地域個体群を生態系の保全に留意しつつ安定的に維持する②農林業被害を従事者の生産意欲を低下させない程度に抑える③自然植生への圧力が大きい地域ではその軽減を図る	目標生息数=1000頭(MVP) 環境省特定鳥獣保護管理計画技術マニュアルを参考に暫定的な目標数を設定した。	①捕獲数制限=オスメスを問わず1頭/人/日②鳥獣保護区の個体数調整実施	糞粒法 FUNRYU	—	未実施	—	農業被害は減少傾向だが、生息密度の減少は認められない。
		対馬	①ツシマジカ地域個体群を生態系の保全に留意しつつ安定的に維持する②農林業被害を従事者の生産意欲を低下させない程度に抑える③自然植生への圧力が大きい地域ではその軽減を図る	目標生息数=3500頭 環境省特定鳥獣保護管理計画技術マニュアルより、自然植生への影響の観点から換算設定した。	①狩猟期間の終期を3月15日まで延長する②捕獲数制限=メス2頭又はメス1頭とオス1頭(計2頭)/人/日③鳥獣保護区、九郎区等の有害鳥獣捕獲の実施調整				生息頭数の減少が認められるが、密度は未だ高い水準を維持している。林業被害は未だ対馬全域で発生、農業被害も増加傾向にある。	
熊本県	2007年3月	阿蘇地域	①農林業に対するニホンジカの被害を軽減する②地域個体群を自然環境とバランスのとれた形で安定的に維持する 各地域ごとに「保護地域」「調整地域」「生息拡大地域」を設定する。	調整地域として生息密度2頭/km ² 生息拡大地域として0頭/km ²	①狩猟期間の終期を3月15日まで延長する(メスジカ狩猟解禁区域限定、猟法は銃猟、箱わな及び囲いわなに限る)②捕獲数制限=3頭/人/日③休猟区の狩猟を可能にする(メスジカ狩猟解禁区域限定、猟法は銃猟、箱わな及び囲いわなに限る)④輪の直径12cmを超えるくくりわなによるシカ狩猟を可能にする⑤有害鳥獣捕獲等に係る補助金拡大⑥有害鳥獣捕獲等における許可基準の緩和(自衛目的ではこわな、囲いわなを使用する場合に限り、狩猟者登録の経験を有せずに従事することが可能、許可頭数90頭から180頭へ)⑦捕獲効率向上のために大規模囲い込み策を設置	糞粒法 FUNRYU	—	独自モデル	—	生息分布域の拡大、林業被害の増大傾向。管理目標の個体数削減に対し、メスの捕獲数を強化する必要がある。
		上・下益城地域		保護地域として5頭/km ² 調整地域として生息密度2頭/km ² 生息拡大地域として0頭/km ²						
		八代・球磨北部地域		保護地域として5頭/km ² 調整地域として生息密度2頭/km ² 生息拡大地域として0頭/km ²						
		芦北・球磨南部地域		保護地域として5頭/km ² 調整地域として生息密度2頭/km ² 生息拡大地域として0頭/km ²						
大分県	2007年3月	国東半島地域	メスジカの狩猟と有害鳥獣捕獲を重点として個体数の減少、分布域の縮小を図る。	鳥獣保護区等保護優先地域の密度目標5頭/km ² 農林業被害軽減地域の密度目標3頭/km ²	①シカの狩猟期間を11月1日から3月15日まで延長する②オスメスを問わず捕獲頭数無制限/人/日③輪の直径12cmを超えるくくりわなによるシカ狩猟を可能にする④特例休猟区の指定(銃猟、箱わな及び囲いわなの限る)⑤有害鳥獣捕獲の推進(被害発生未然防止のための予察捕獲の推進)	糞粒法 FUNRYU	—	独自モデル	密度・被害の目標達成困難	捕獲数強化を実施しているが、生息数、生息分布ともに増加傾向。農林業被害は依然として高い水準にあるが、減少傾向となっている。
		耶馬溪日田英彦山地域	メスジカの狩猟と有害鳥獣捕獲を重点として個体数の減少、分布域の縮小を図る。	鳥獣保護区等保護優先地域の密度目標5頭/km ² 農林業被害軽減地域の密度目標3頭/km ²						
		県央地域	農林業被害の軽減を目的にメスジカの狩猟と有害鳥獣捕獲を重点として個体数の減少、分布域の縮小を図る。	—						
		祖母傾山地域	メスジカの狩猟と有害鳥獣捕獲を重点として個体数の減少、分布域の縮小を図る。	鳥獣保護区等保護優先地域の密度目標5頭/km ² 農林業被害軽減地域の密度目標3頭/km ²						
宮崎県	2007年4月	A～Fの6つの管理ユニット	①農林業被害を社会的な許容範囲内に朝得る②地域個体群を自然環境とバランスのとれた形で安定的に維持する	保護優先地域=5頭/km ² コントロール地域=2頭/km ²	①狩猟期間を延長11月15日～3月15日まで ②個体数調整のための特別捕獲を実施する	糞粒法 FUNRYU	—	未実施	—	農林水産業の被害は減少傾向。
鹿児島県	2007年9月	出水山地	紫尾山周辺に高密度に生息しており林業被害が大きい。メスジカの狩猟と個体数調整のための捕獲により生息数の減少を図る。	保護地域として5頭/km ² 農林業優先地域として生息密度1.5頭/km ² 過去のデータ等の経験値より算出。	①狩猟期間の終期を3月15日に延長する(特定地域のみ)②捕獲数制限=3頭(オスは1頭以下)/人/日(特定地域のみ)③輪の直径12cmを超えるくくりわなによるシカ狩猟を可能にする(特定地域のみ)④種子島のメスジカ捕獲の禁止⑤有害鳥獣捕獲の強化と管理捕獲の推進⑥市町村ごとに年間捕獲数目標を割り当て予察駆除を実施	糞粒法 FUNRYU	—	SimBambi	—	生息分布域は拡大傾向にあるが、農林業被害はやや減少傾向。
		八重山・国見・霧島山地	八重山周辺に高密度に生息しており林業被害が大きい。メスジカの狩猟と個体数調整のための捕獲により生息数の減少を図る。国立公園、鳥獣保護区内での密度が著しく高く、これに隣接した地域に被害が発生。メスジカの狩猟と個体数調整のための捕獲により生息数の減少を図る。国立公園、鳥獣保護区については、自然植生保全の観点も含め関係機関と連携を図り個体数管理を行う。							
		種子島	西之表市全域と中種子町の一部の区域に分布。果樹、いも類に影響を与えているが減少傾向。メスジカの狩猟により管理目標に達したため、メスジカの狩猟を禁止して生息数のコントロールを図る。							